

旭川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 25 日 条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称等の公示)

第 2 条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び位置
- (2) 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間

(職員)

第 3 条 センターに所長その他必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第 4 条 センターに法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下この条において同じ。）を消費生活相談員として置くものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、消費生活相談員資格試験に合格した者の配置に代えて、これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くことができる。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 6 条 市長は、当該センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第 7 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

旭川市消費生活センター規則

平成 13 年 11 月 12 日 規則第 74 号

(設置)

第 1 条 本市は、消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、旭川市消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、旭川市 1 条通 8 丁目とする。

(職員)

第 3 条 センターに所長を置く。

2 センターに主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第 4 条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第 5 条 センターは、次の事務を分掌する。

- (1)消費生活に関する啓発及び情報の提供に関すること。
- (2)消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (3)生活関連物資等の小売価格及び需給動向の調査に関すること。
- (4)消費者団体に関すること。
- (5)消費生活会議に関すること。
- (6)その他消費生活に関すること。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 25 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 9 日規則第 31 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 12 日から施行する。